

(16) 中小企業の再建

【20160155】 中小企業にかかる資金繰り支援（熊本県）

○概要

- ・ 災害対応資金の信用保証料の全額補助や融資枠の拡充（1,800億円追加）を行い、被災した中小企業等の資金繰りを支援した。中小企業等への融資状況は以下のとおりである。
 - 平成28年度実績（うち災害対応資金実績）
8,694件 約1,123億円（7,477件、約1,060億円）
 - 平成29年度（12月末時点）実績（同上）
1,896件 約134億円（590件、約67億円）

日本財団と締結した「平成28年熊本地震に係る合意書」に基づく事業再建支援の御紹介

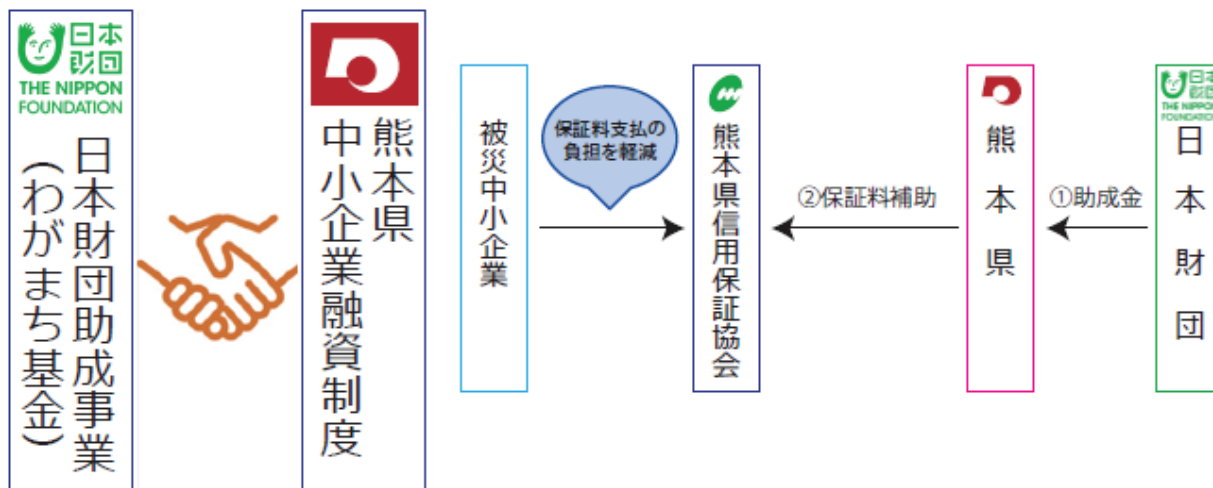


図 熊本地震で被災した中小企業等の事業再建支援に関する各機関の役割

（出典）熊本県「平成29年度熊本県中小企業融資制度のご案内」より作成



図 県融資制度（災害対応資金のみ）実績の推移（H28.5～H29.12）

（出典）熊本県「熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書」

○金融円滑化特別資金

- ・ 中小企業者を対象として設備資金又は運転資金の改善を目的とした融資である、金融円滑化特別資金の融資を行った。

表 金融円滑化特別資金の概要（平成 29 年度）

対象者	次の(1)～(11)のいずれかに該当する者。 (1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して、3%以上減少している者 (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（別表1・2・3） (3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者 (5) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者【責任共有制度対象外】 (6) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】 (7) 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者（信用保証協会の保証対象者に限る）【責任共有制度対象外】 (8) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】 (9) セーフティネット第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 (10) セーフティネット第1号から第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者【責任共有制度対象外】 (11) 東日本大震災による影響を受け、次の1～3)のいずれかに該当する者【責任共有制度対象外】 1) 特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に定める市区町村をいう）内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。）第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者 2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者 3) 特定被災区域内に事業所を有する者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者
資金使途	設備資金又は運転資金（ただし、(2)は、運転資金のみ）
融資期間	1年以上10年以内（うち据置期間1年以内） 但し、(6)～(8)は10年以内（うち据置期間1年以内）、(11)は1年以上10年以内（うち据置期間2年以内）
融資限度額	1企業：5,000万円（条件に応じて異なる場合あり） 1組合：1億円（条件に応じて異なる場合あり）

（出典）熊本県「【資金繰りを改善したい方へ】金融円滑化特別資金」

○小規模事業者おうえん資金

- ・ 被災した中小企業等の資金繰りを支援するため、県融資制度の改正等を実施し、小規模企業者で資金が必要な県内の中小企業者を対象に、小規模事業者おうえん資金の融資を行った。
- ・ 財源は県一般財源である。

表 小規模事業者おうえん資金の融資条件（平成 29 年度）

対象者	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が1,250万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者。 ※業種の基準は、産業分類【第13回改定】とする。
資金使途	設備資金又は運転資金
融資期間	設備：1年以上7年以内（うち据置期間6か月以内） 運転：1年以上5年以内（うち据置期間6か月以内）
融資限度額	1,250万円

（出典）熊本県「【小規模企業者の方へ】小規模事業者おうえん資金【責任共有制度対象外】」

【20160156】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、中小企業組合共同施設等災害復旧補助金（熊本県）

○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

- ・ 復旧に要する経費について国及び県が補助を行うことにより、被害の受けた中小企業者等の復旧を促進することを目的とし、「平成 28 年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が創設された。
- ・ 具体的には、復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた被災地域の中小企業等グループが行う施設復旧等の費用（商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も含む）の 3/4（うち国が 1/2、県が 1/4）または 1/2（うち国が 1/3、県が 1/6）を補助する制度である。
- ・ 平成 29 年 4 月 2 日までに、4,702 件（約 1,305 億 2 千万円）の交付が決定している。

表 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）の概要

対象者	・ 中小企業等グループに参加する構成員（中堅企業等を含む） ※中堅企業：資本金 10 億円未満の企業
対象経費	・ 当該中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設・設備の復旧等に要する費用。 ※施設・設備の復旧等に要する経費には、資材・工事費・設備の調達・移転設置費・取り壊し・撤去費・整地・排土費を含む。
補助率	・ 中小企業者（中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定する者）等：補助対象経費の 3/4 以内 ・ 上記以外：補助対象経費の 1/2 以内

（出典）中小企業庁「平成 28 年熊本県熊本地方の地震による被害に対する支援策」

（<https://www.mirasapo.jp/kumamoto/restoration.html>）より作成

○中小企業組合共同施設等災害復旧補助金

- ・ 平成 28 年熊本地震の被災地における中小企業組合が行う共同施設の災害復旧事業に対し、熊本県が補助を行う場合における当該補助金に要する経費の一部を補助することにより、被災組合の復旧を促進することを目的に、中小企業庁により「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業組合共同施設等災害復旧事業）」が実施された。
- ・ これは、平成 28 年熊本地震により被害を受けた熊本県内にある中小企業組合の共同施設等を復旧するために、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 14 条の規定に基づくものである。
- ・ 具体的には、甚大な被害を受けた中小企業組合の倉庫、生産施設等の協働施設の復旧に要する経費のうち 3/4（うち国が 1/2、県が 1/4）を補助する制度である。
- ・ 平成 28 年 6 月 22 日から平成 28 年 7 月 22 日にかけて公募を行い、県内の 8 組合に対し交付が決定し、合計で約 9,079 万円が補助された。
- ・ なお、県では「中小企業組合共同施設等災害復旧補助金」という事業名で実施された。

【20160157】商工会等施設等災害復旧補助金（熊本県）

- ・ 熊本県は、熊本地震により被害を受けた熊本県内の商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会が、自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設の災害復旧事業に対し、商工会等施設等災害復旧補助金を交付した。
- ・ 平成 28 年度及び平成 29 年度終了時点で、合計 18 の事業者に対し、約 1 億 8,467 万円が交付された。

【20160158】中小企業・小規模事業者の販路開拓支援事業等の活用（熊本県）

- ・ 中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の販路開拓支援や商品展開力・販売力の向上等を目的として、「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」及び「共同販売拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」を実施している。
- ・ 「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」は、中小企業・小規模事業者の地域外への新たな販路開拓を支援するため、地域振興を担う機関が地方公共団体と連携して行う、展示販売・商談会を支援するものである。
- ・ 「共同販売拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」は、中小企業・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上等を図るため、地域振興等機関が地域経済を支える中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源の活用等で開発した地域産品等を共同で販売する拠点

(アンテナショップ)を設置し、販売や支援を行う費用を支援するものである。

- ・ 熊本県からは、「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」に平成 27 年度は 5 団体、平成 28 年度は 6 団体、「共同販売拠点 (アンテナショップ) による地域産品等の販路開拓支援事業」に平成 27 年度は 1 団体、平成 28 年度は 3 団体が採択された。
- ・ これらの事業を通じて、県内の中小企業・小規模事業者への支援が行われた。

【20160159】観光客誘致事業助成の実施 (球磨村)

- ・ 熊本地震の発生に伴い、観光客の減少が予想されたため、バスツアー及び個人向けの助成を行うことで観光施設が受ける打撃を最小限にするため、ツアー参加者及び個人に対して助成金の交付を行った。
- ・ 事業の PR は、バスツアー向けに関しては、村公式ウェブサイト及び旅行会社担当者へ直接のメール送付を実施した。また、村観光協会の実施する観光キャンペーン (旅行会社の訪問活動) において観光素材と合わせて PR を行った。また、個人向けについては村ウェブサイトでの告知の他、利用可能な施設から利用したことのある個人客へダイレクトメールを送付する等の活動を行った。
- ・ 助成実績は、バスツアーは申請 12 件 (不催行含む)、助成金額: 55 万円、個人向け助成は、1,156 件 231 万 2 千円であった。
- ・ なお、バスツアー助成に関しては前年より実施しており、その事業費を拡大する形で実施したため、競合する面もあった。個人向けについては、九州ふっこう割宿泊券の利用期間が終了した 1 月から 3 月の間に実施しており、九州ふっこう割を補完する形で実施した。

表 事業の対象内容 (バスツアーの場合)

対象の事業者	・ 旅行業法 (昭和 27 年法律第 239 号) 第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社
対象のツアー	・ 次の各号の要件をすべて満たすツアーのみ対象。 (1) 貸切バス運賃・料金制度改正に対応し、新たな視点で造成された、15 名以上のツアーであること (2) 村内の観光施設を利用した宿泊・昼食・球泉洞入洞、ラフティング等のアクティビティを 1 施設以上加えたツアーであること (3) 催行期間が平成 28 年 7 月 8 日から平成 29 年 3 月 15 日までの間であること (4) 貸切バスを利用したツアーであること (5) 募集型企画商品にあっては、今回のみの企画ではないこと
助成額	・ ツアーの催行実績に応じて、1 人につき日帰り客 2,000 円、宿泊客 4,000 円を助成。 ・ ツアーが催行されなかった場合、助成金の交付はなし。

(出典) 球磨村「熊本地震の発生に対応した観光客誘致事業助成実施要領」より作成

(17) 農林漁業の再建

【20160160】 農業・畜産業の経営支援、施設等の応急復旧及び業務継続・再開（熊本県）

○農業・畜産業の経営再建及び市場・流通の回復支援

- ・ 農業者の営農用農業施設の復旧対策として、農業者の経営基盤の再建支援、営農再建支援総合窓口の設置に加え畜産業では経営再建支援等を実施した。
- ・ 農業者の経営基盤の再建支援は、農業分野の被害のうち、特に被害が大きい農業者の営農用施設・機械の損壊については、国の発動した「被災農業者向け経営体育成支援事業」（補助率：国 5 割以内、県・市町村各 2 割）を活用して復旧を支援した。県は、被災農業者の負担軽減のためやむを得ない場合は、申請時の見積徴収を 1 者でも申請可能とするとともに、市町村段階の申請書審査の参考となるよう建物の坪単価の提示等に取り組んだ。また、市町村への支援として、被害が大きい市町村に職員を派遣し、同事業の受付事務等の支援にも取り組んだ。
- ・ 営農再建支援総合窓口を設置することにより、農業分野での震災後の営農再建に向けた総合的な相談及び国・県の支援策の紹介等について、ワンストップで対応し、被災農業者のニーズを捉えた迅速な復旧・復興を後押しすることが可能となった。
- ・ 畜産業における経営支援としては、畜舎等の倒壊に伴う多数の家畜の被害が発生したことから、被災者に対して、国と県において死廃家畜の適正処理支援、家畜の緊急避難支援、代替家畜の導入支援策を速やかに実施した。

○被災した水田の自力復旧支援及び作付転換等による農業者の所得確保対策

- ・ 被災した水田の自力復旧支援及び作付転換等による農業者の所得確保対策として、水が手当てできない水田等の自力復旧及び作付転換の支援及び農業用水の通水状況等、迅速な被害状況把握による対策検討等を実施した。
- ・ 水が手当てできない水田等の自力復旧及び作付転換の支援として、用水路の自力施工による復旧等、地域の農業者が協力して実施する復旧等の取組みに対して、その経費を支援した。水路の損壊等により、水が確保できない水田については、国、県、農業団体が綿密な協議のうえ、営農再開に向けた地域への説明会を重ね、大豆等への作付転換を推進した。併せて、産地活性化総合対策事業（熊本地震対応産地支援事業（作物転換支援等））等を活用して、農業団体と連携して農業用機械のリースや種苗導入等を支援した。その結果、約 1,000ha で作付転換が行われ、何も作付ができない水田は、県内で 200ha 程度にまで減少した。
- ・ 田植えの時期が迫る中、農業用水の通水状況等、被害状況把握による対策検討としては、ため池や用水路等の農業用施設の被災により、通水不能となった地域及び水田面積の早急な把握を行い、県では、市町村や土地改良区から収集した情報を「くまもと農地GIS」に取りこみ、被害地域や面積等を視覚的に整理した。さらに、震災直後から約 2 週間ごとにデータをリニューアルし、より詳細な被害状況をリアルタイムで把握するとともに、査定前着工制度を活用した応急復旧等により通水が回復した地域の進ちょく状況等も反映させた。この情報は、水が確保できない水田の大豆等への作付転換支援策の検討時に大いに活用することができた。

○共同利用施設や卸売市場の復旧対策

- ・ 水稻、麦、野菜、果樹の集出荷施設など農業用共同利用施設の応急的な機能回復を図る取組みとして、産地活性化総合対策事業（熊本地震対応産地緊急支援事業）等により、仮復旧や周辺施設活用の取組みを支援し、被災後に迫った麦の円滑な収穫・乾燥や選果施設の遅滞のない運用を行った。

○農畜産物輸送トラックの出荷ルートの確保

- ・ 道路インフラの損壊による激しい交通渋滞が発生し、円滑なトラック輸送ができず、農畜産物の消費地への安定供給が困難な状況となった。産地廃棄の発生による農家所得の減少や生産意欲の減退が懸念された。
- ・ そのため、緊急車両に限り通行が認められていた植木～益城 IC 間の高速道路（平成 28 年 4 月 20 日～28 日）について、青果物輸送トラックを緊急車両扱いとするよう国土交通省及び警察に農林水産部から要請し、了承された。これにより円滑な青果物輸送が実現し、消費地への供給が安定化するとともに、産地廃棄を一部にとどめた。
- ・ 農業労働力の確保対策として、災害時、生産現場や選果場等で発生する労働力不足への対応を実施した。
- ・ 畜産業における円滑な流通確保に向けた支援としては、道路損壊に伴う迂回路や渋滞の情報などを、農業団体や運送業者へ情報を逐次提供し、家畜と畜産物の円滑な輸送支援や、飼料運搬車、集

乳車、家畜運搬車を緊急物資配送車両や災害派遣等従事車両とするため、積極的な情報提供、アドバースを行い、円滑な物流を支援した。本震後、県内の一部乳業工場の稼働が遅れたため、九州生乳販売連合会が県外、域外の乳業メーカーに販売先を迅速に振り替えるとともに、全農に対して輸送力確保の協力を要請した。これを受け、ホクレンが道外移出生乳の配送業者と協力し、17tのミルクローリー十数台と運転手を提供した結果、九販連が受託した生乳については廃棄ゼロとなった。

【20160161】大規模災害復興法に基づく農地海岸復旧事業（熊本県）

①実施経緯・実施体制

- ・ 熊本地震の影響により、熊本県が管理する44の農地海岸のうち、有明海及び八代海に面した12の農地海岸において、管理道路の沈下・陥没・ひび割れのほか、内堤護岸・腰石垣・堤防等に沈下・隆起等の被害が発生した。
- ・ 災害発生後、県の公共土木施設災害復旧事業による災害復旧を前提として、県及び出先の県央広域本部、県南広域本部の職員とともに、現地被害状況調査を実施した。
- ・ 災害発生当時、断層沿いの中山間部や平野部の農地被害や、農地以外の農業被害が甚大であったことから、海岸保全事業を担当する県の出先機関である県央広域本部、県南広域本部（八代地域振興局）の職員をあわせても、6名で対応せざるを得ない状況で、対応が後手に回っていた。
- ・ その後、5月10日大規模災害復興法の非常災害の指定を受けたことで状況が一変した。農地海岸復旧に、技術士も含めた十分な人員を割くことが難しいこと等の要因もあり、国への直轄代行要請を検討する流れとなった。
- ・ 5月12日には、農水省が来県し、九州農政局、県職員とともに現地調査を実施し、海岸毎の復旧方針について精査した。被災した海岸は10海岸であったが、甚大かつ大規模な農地海岸施設の被害状況を踏まえ、一定程度まとまりのある地域単位で設定を行い、7海岸を設定した。
- ・ 上記を踏まえ、5月13日に県から九州農政局に対し、国の直轄代行を求める要請を行い、国の直轄代行による事業実施が決定された。
- ・ 6月10日には、関係機関の連絡調整を行う場として、第1回「熊本地震にかかる情報連絡会議」が開催され、その後7回程度開催された。会議は、主に地元漁協等の意向反映・関係機関間の調整・情報共有の場として、また具体の工法についての協議の場となった。会議で議題となった調整事項として、有明海では9～2月が海苔養殖の最盛期を迎えることを踏まえ、工期の調整等を行った。
- ・ 平成29年度に4海岸が事業完了（文政、昭和、郡築、和鹿島）し、平成30年度に3海岸（四番、海路口、飽託）の事業が完了した。

②権限代行制度実施上の課題

- ・ 九州農政局との緊密かつ円滑な連携により、権限代行実施上の課題は指摘されていない。
- ・ 特に有益であった情報提供として、東日本大震災で被災し、権限代行事業の要請を行った宮城県の書類の共有が挙げられた。

表 要請・調整の流れ

平成28年	4月16日	・本震
	18日	・農地海岸被害調査を実施（県単独） ・農政局より農地復旧に関する他県被災事例の情報提供（以降随時）
	5月10日	・熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第2条第9号に規定する「非常災害」に指定（10日閣議決定、13日施行）
	12日	・農水省・九州農政局・県による現地調査の実施
	13日	・熊本農地海岸区域内の特定災害復旧等海岸工事施工要請書の提出
	//	（権限代行事業の要請） ・大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
	6月10日	・「熊本地震にかかる情報連絡会議」（第1回）の開催
	15日	・「熊本地震にかかる情報連絡会議」（第2回）の開催
平成29年		・文政・昭和・郡築・和鹿島海岸の復旧完了
平成30年		・四番・海路口・飽託海岸の復旧完了

（資料）「平成28年熊本地震 記録集～農林水産業関係2年間の歩み～」（熊本県農林水産部、平成30年12月）ほか、熊本県資料より作成

表 特定災害復旧等海岸工事の対象海岸概況

海岸名	所在市町村	被災概況	被災延長 (m)	被害査定額 (千円)
飽託海岸	熊本市	・液状化、パラペット等にクラック・沈下	411m	1,500,000 千円
四番海岸		・堤防パラペットが傾斜	31m	45,000 千円
海路口海岸		・パラペットにクラック	18m	20,000 千円
和鹿島海岸	氷川町・宇城市	・管理道路等にクラック・沈下	1,029m	325,000 千円
文政海岸	八代市	・管理道路等にクラック・沈下	1,094m	154,000 千円
昭和海岸		・液状化、護岸沈下、腰石垣の転倒	381m	486,200 千円
郡築海岸		・液状化、護岸転倒、管理道路等にクラック、腰石垣の沈下	227m	481,200 千円

(出典) 熊本県資料により作成



図 農地海岸災害復旧事業の直轄代行位置図と被災概況

(出典) 農林水産省ウェブサイト「農地海岸災害復旧事業の直轄代行について (プレスリリース)」(平成28年5月13日付) (<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/bousai/160513.html>) 及び、農林水産省 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 平成28年度第1回参考資料2「熊本地震による農地・農業用施設の被災状況と対応について」(https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/h28_1/pdf/sankou2.pdf) を元に作成

【20160162】南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度（南阿蘇村）

○目的

- ・ 平成 28 年熊本地震により、被害を受けた農地の復旧を支援し、あわせてその経営の復興と安定に寄与することを目的に「南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度」が創設された。

○対象

- ・ 現に耕作されている土地、または、耕作可能な状態に適正に保全管理されており、耕作をしようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地等で、国庫補助事業（農地等災害復旧事業）の採択を受けない被災箇所を対象としている。
- ・ なお、制度の適用は、現況農地 1 枚単位の補助としている。

○補助金額

- ・ 農地復旧（畦畔・地割れ・土砂撤去等の復旧）に要した費用（工事代金または機械等のリース代、資材代など）の合計から 3 万円（申請者基本負担金）を差し引いた金額を補助する。
- ・ ただし、上限額を 30 万円とし、同額を超過する分は申請者の負担とする。
- ・ なお、自己復旧を基本とし、個人所有の機械等で復旧する場合は補助の対象としない。

○申請及び実績報告

- ・ 申請を行う場合は、災害復旧補助金交付申請書に被災写真を添付して平成 30 年 3 月 31 日までに提出する。なお、申請時に既に復旧している農地も対象としているが、その場合は関係写真及び復旧に要した費用の領収書を提出しなければならない。
- ・ 復旧終了後、実績報告兼補助金交付請求書に施工業者やリース会社の領収書を添付して平成 32 年 3 月 31 日までに提出する。実績報告時には、実績報告兼補助金交付請求書と添付の領収書以外に、完成写真、印鑑及び振込口座が確認できる書類を持参することとしている。

事例コード | 201602

2016 年（平成 28 年） 台風第 10 号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 28 年 8 月 21 日に四国の南海沖で発生した台風第 10 号は、30 日朝に関東の東の海上から北上し三陸沖へと進み、同日 17 時半頃、岩手県大船渡市付近に上陸した。その後、青森県を通過し、21 時頃には函館市南西の日本海に抜け、s 31 日 0 時に温帯低気圧に変わった。

台風第 10 号は、四国沖で発生後南下したもの、その後北上し、東北地方太平洋沖から岩手県に上陸し、東北地方を通過して日本海へと抜ける特異な進路をたどった。

この台風の影響により東日本から北日本を中心に広範囲で大雨が記録されたほか、8 月 17 日から 1 週間のうちに連続して 3 つの台風（第 7 号、第 11 号、第 9 号）が北海道に上陸したこと等の影響もあり、特に北海道では、アメダス 225 地点中 89 地点で 8 月の降水量が歴代 1 位を更新する記録の大雨となり、十勝川水系、石狩川水系で堤防決壊、河川氾濫、日高山脈東部での道路・橋梁流失等が多発した。

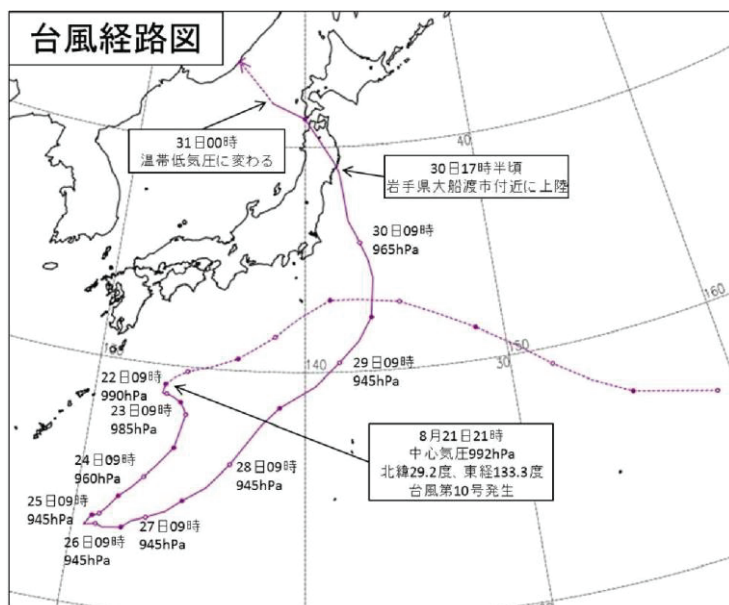


図 台風第 10 号経路図

(出典) 気象庁「災害時気象報告 平成 28 年台風第 7 号・第 9 号・第 10 号・第 11 号及び全線による 8 月 16 日から 8 月 31 日にかけての大雨及び暴風等」(平成 29 年 1 月)

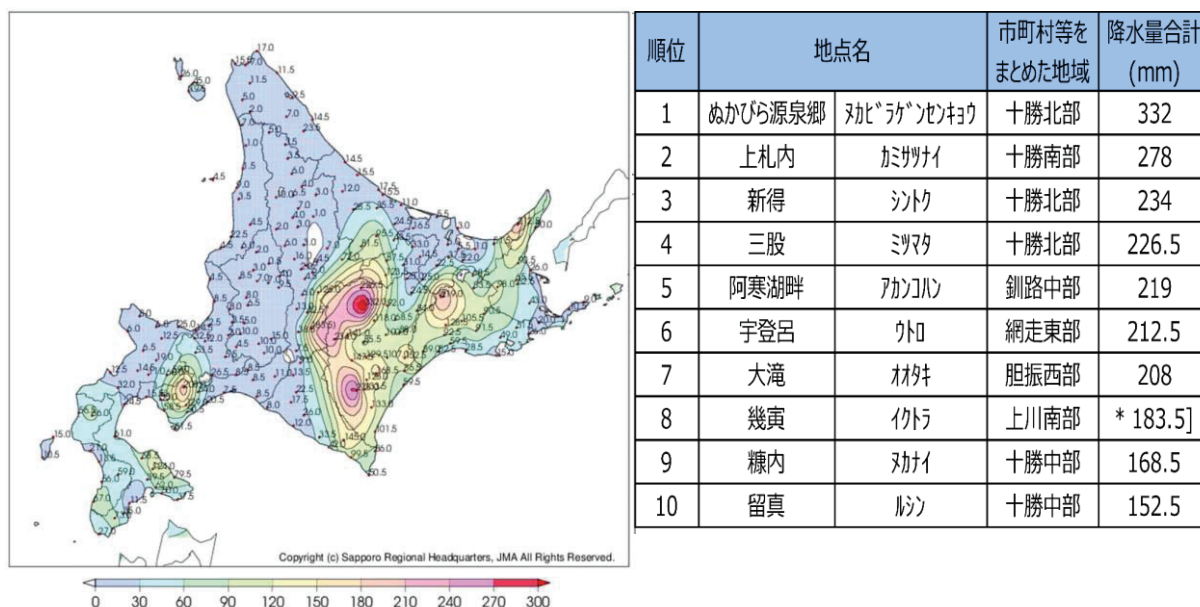


図 降雨量合計図 (8 月 29 日 00 時～9 月 1 日 00 時)

(出典) 気象庁帯広測候所「平成 28 年 8 月 29 日～31 日にかけての台風第 10 号に関する気象速報」(平成 28 年 9 月)及び北海道「平成 28 年 8 月から 9 月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成 29 年 3 月)

(2) 被害状況

豪雨によって河川氾濫・土砂災害等が発生し、全国では死者 22 名、行方不明者 5 名、負傷者 15 名の人的被害が、また住宅被害は、全壊 502 棟、半壊 2,370 棟、一部損壊 1,140 棟、床上浸水 241 棟、床下浸水 1,689 棟の被害が生じた。また、国管理の 2 水系 5 河川、道県管理の 20 水系 38 河川で堤防決壊や越水等による浸水被害が発生した。

北海道内では、最大 26 市町村、21,503 人を対象として避難指示が、最大 66 市町村、12 万 5,147 人を対象として避難勧告が発令され、最大避難者数は 1 万 1,170 人にのぼった。

また、国管理河川の石狩川水系の空知川、十勝川水系の札内川が決壊したほか、十勝川水系の猿別川、利別川、音更川についても内水氾濫が、道管理河川の 19 河川でも決壊、溢水、越水が発生し、近隣の住家や農業用施設への被害の他、道路・橋梁、鉄道等の社会インフラへの被害も大きく、市民生活に甚大な影響を及ぼした。

表 台風第 10 号に係る人的・住家被害 (平成 28 年 10 月 27 日現在)

	細分	合計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県
人的被害 (人)	死者	24	4	0	20	0	0	0
	行方不明者	5	2	0	3	0	0	0
	重傷者	7	2	3	0	1	1	0
	軽傷者	10	2	4	4	0	0	0
住家被害 (棟)	全壊	511	39	0	472	0	0	0
	半壊	2,392	113	0	2,279	0	0	0
	一部破損	1,352	1,125	136	75	12	3	1
	床上浸水	501	395	2	104	0	0	0
	床下浸水	2,468	1,081	24	1,357	6	0	0

(出典) 消防庁「平成 28 年版消防白書」(平成 28 年 12 月)及び北海道「平成 28 年 8 月から 9 月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成 29 年 3 月)

表 台風第 10 号による帯広市・清水町的主要被害状況

	細分	帯広市	清水町
人的被害 (人)	死者	0	0
	行方不明者	0	2
	重傷者	0	0
	軽傷者	1	0
住家被害 (棟)	全壊	0	6
	半壊	3	8
	一部損壊	10	5
	床上浸水	0	9
	床下浸水	0	60
農林業被害	農作物 (ha)	約 1,272	約 3,279
	農畜産施設 (箇所)	34	235
	草地 (ha)	約 200	—
	家畜 (頭)	1,080 (子豚溺死)	—
	農地 (ha)	(表土流出、明渠の溢水)	203
	林業 (ha)	(林道被害 14 路線、56 箇所、倒木)	60
	明渠 (箇所)	86	415
土木被害	河川	札内川、戸鶯別川の堤防が決壊	7 河川 (河川浸食、土砂堆積等)
	道路	道路冠水：9 箇所 道路損壊：23 箇所 橋梁崩落：1 箇所	道路流失等：79 路線 橋梁損壊・護岸崩壊等：24 橋

	細分	帯広市	清水町
ライフライン等	電気	停電：821戸	停電：約900戸
	固定電話		不通回線：650回線
	携帯電話		一部基地局停波により不通
	上下水道等	営農用水道、簡易水道の利用世帯の一部が断水（約600世帯）	断水人口：2,962世帯、5,890人（断水期間8月31日～9月15日）

（出典）帯広市「平成28年台風10号による災害対応の検証結果」（平成29年5月）及び清水町「平成28年台風10号大雨災害対応報告書」（平成29年7月）より作成



図 帯広市の被害状況

（出典）帯広市「平成28年台風10号による災害対応の検証結果」（平成29年5月）



図 清水町の被害状況

（出典）清水町提供資料及び清水町「平成28年台風10号大雨災害対応報告書」（平成29年7月）

(3) 主な災害箇所

河川流域で災害が発生し、空知川、札内川等の決壊のほか、主要道路の土砂流入、橋梁崩落による被害が生じた。

帯広市では、札内川上流の中島町で、札内川と戸蔦別川の合流地点の堤防が決壊し、流れ込んだ濁流により住家被害や農地の流失、太陽光発電施設の損壊等の甚大な被害が発生したほか、市内北東部の札内川と帯広川の合流点付近、および市内北部の十勝川と伏古別川の合流地点付近において内水氾濫が発生し、道路冠水や住家浸水など広範囲に被害が発生し、札内川・十勝川沿いの住民に対し避難勧告が発令された。

清水町では、町西側に位置する日高山脈から大量の水が流れ土石流が発生するとともに、東側の平野部は十勝川の増水の影響を受け内水氾濫が発生し、ペケレベツ川流域の清水市街地区、芽室川及び久山川等の流域の御影農村地区に避難勧告等が発令された。このほか、役場周辺を中心として南北に道路被害が生じ、通行規制が生じている。



図 北海道における主な被害

(出典) 北海道「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成29年3月)

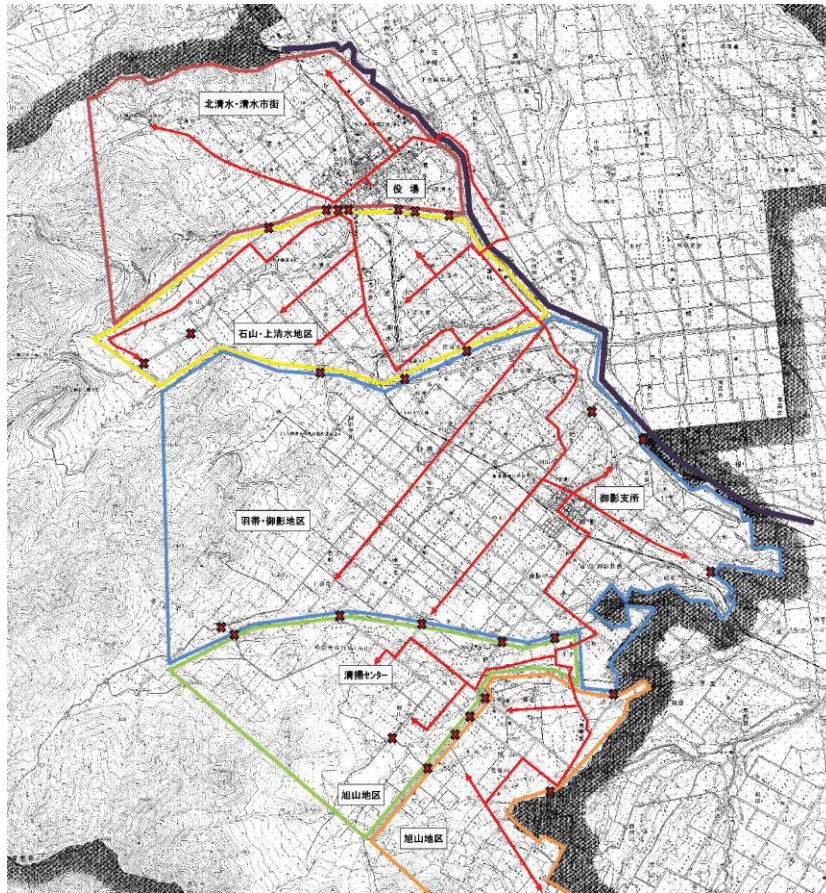


図 清水町における主な道路通行規制の状況

(出典) 清水町資料

(4) 災害後の主な経過

台風の接近と降雨量の増加に伴い、清水町は8月30日に、帯広市は8月31日未明に災害対策本部が設置された。その後、清水町内でペケレベツ川が氾濫したこと等による市町村からの派遣要請を受け、道知事から自衛隊に災害派遣要請がなされた。

一方、国は帯広市、清水町等に災害救助法の適用を決定するとともに、9月16日に激甚災害として指定した。

表2 災害後の主な経過（帯広市・清水町・政府の取組状況）

年	月日	帯広市の経過	清水町の経過	北海道・政府の対応
平成28年	8月29日			10:00 情報連絡室設置
	8月30日	09:10～ 注意喚起	05:00～ パトロール	帯広市・清水町に災害救助法適用 清水町に被災者生活再建支援法適用
		11:38 大雨警報発表		
		11:49 土砂災害警戒情報発表	13:46 土砂災害警戒情報発表	
		16:00 札内川氾濫注意水位超過	16:30 〆ヶ川水位急増確認 災害対策連絡会議設置	
		16:55 第一種非常配備態勢	17:00 災害対策本部設置	